山口県動物愛護管理推進計画 (第二次改定版) 素 案

令和2年(2020年)12月

山口県

目 次

Ι		基本的事項	1
	1	計画改定の趣旨	1
	2	計画の基本的事項	1
		(1) 目的	
		(2) 計画の位置づけ	
		(3) 計画期間	
			0
I		計画改定の背景	2
	1	動物愛護管理法の改正	2
	2	<u> </u>	3
	3		4
	4	県民が行政に望む取組	16
П		改定の視点	17
	1	取組項目の整理 ····································	17
	2		17
IV		具体的施策の展開	19
	1	動物の適正飼養・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
		(1) 犬猫の引取数及び殺処分数の削減	
		(2) 適正飼養についての周知徹底	
		(3) 所有者明示措置の推進	
	2	周辺生活環境の保全	19
		(1) 周辺生活環境の保全の推進	
		(2) 地域猫活動の推進等	
		(3) 多頭飼育問題等への解決に向けた福祉部局等との連携	
	3	県民と動物の安全確保	20
		(1) 動物による危害の防止	
		(2) 動物由来感染症対策の推進	
		(3) 災害時における対策	
	4	動物の適正な取扱い	21
		(1) 動物取扱業の適正化	
		(2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導	
	5	動物愛護管理の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成	21
		(1) 学校や福祉施設等と連携した取組の推進	
		(2) 地域における活動の推進	
		(3) 幅広い関係主体の参画を通じた相互理解の醸成	
7.		シェッチに 一番 ・	00
V		計画の進行管理・見直し 計画の進行管理	22
	1		22
	•/	計画の見直し	22

I 基本的事項

1 計画改定の趣旨

人と動物を取り巻く環境の変化や国の制度改正等に的確に対応するとともに、動物愛護管理に対する県民意識調査やこれまでの取組状況・課題を踏まえ、山口県動物愛護管理推進計画(以下「計画」という。)の必要な見直し(第二次改定)を行うこととしました。

<mark>2</mark> 計画の基本的事項

(1)目的

本計画は、県民、事業者、関係団体、行政の協働の下、人と動物との調和のとれた快適な暮らしづくりを推進していくための具体的な計画として策定します。

(2)計画の位置づけ

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。) 第6条に基づき、基本指針に即して定めます。

(3)計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とします。

Ⅱ 計画改定の背景

1 動物愛護管理法の改正

動物取扱業の更なる適正化や動物の不適正な取扱いへの対応強化により、動物の 愛護及び管理に関する取組のより一層の推進を図るため、令和元年6月に動物愛護 管理法が改正されました。

主な改正内容

- ○動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化
- ○第一種動物取扱業による適正飼養の促進等
 - ・登録拒否事由の追加
 - ・飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等遵守基準を具体的に明示
 - ・犬猫の販売場所を事業所に限定
 - ・出生後56日(8週)を経過しない犬又は猫の販売等を制限
- ○動物の適正飼養のための規制の強化
 - ・適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
 - 特定動物(危険動物)に関する規制の強化愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
 - ・動物虐待に対する罰則の引き上げ
- ○都道府県等の措置等の拡充
 - ・所有者不明犬猫の引取りを拒否できる場合を規定
- ○マイクロチップの装着等
 - ・犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付け (義務対象者以外には努力義務)
 - ・登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付け
- ○その他
 - ・獣医師による虐待の通報の義務化

基本指針の改正

2

令和2年4月に動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)が改正され、国及び地方公共団体が講ずべき施策に次の内容が追加されました。

多様な主体との相互理解の醸成

○ 動物の愛護及び管理に関する考え方(社会規範)や動物の取扱いに関する行為 規範について、幅広い関係主体の参画により、中長期的に検討すること。

返還・譲渡の促進

- 大及び猫の殺処分を戦略的に減らしていくことが必要であり、譲渡が適切でない動物以外の個体の返還や適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の 殺処分数を平成30年度比50%減となる概ね2万頭を目指すこと。
- 野犬が多い地域等では、中長期的な視点に立って、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理し、必要な普及啓発等の取組を推進すること。
- 譲渡の促進に当たっては、団体への譲渡が効果的であることを踏まえ、適正な 譲渡の推進に向けた現状や課題を整理し、対応について検討すること。

周辺の生活環境の保全

- 地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。
- 無責任な餌やり行為が望ましくないことの普及啓発の強化や、地域猫活動への理解促進等を通じ、所有者等のいない子犬及び子猫の発生防止の取組を推進すること。
- 不適切な飼養に対応するため、福祉部局等との連携を強化すること。

災害対策

- ペットの一時預かりやペット連れ避難等での対応が適切に行われるよう、必要な体制整備を推進すること。
- ペット連れ防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼主 や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進すること。

3

計画は、平成26年3月に第1次改定し、本県の動物愛護管理に関する現状分析を踏まえ、10の目標値を掲げて、4つの具体的施策を展開してきました。 これまでの取組状況は次のとおりです。

1 動物の適正飼養

犬猫の引取り数及び殺処分数の削減

【取組状況】

- (1) 終生飼養の責務等に関する普及啓発
 - ○県民、自治会関係者、獣医師、市町職員等を対象とした学習会(お届け講座) を実施
 - ○動物の飼い方マナーアップ強化期間 (毎年9~10月) や動物愛護週間における、健康福祉センター、県動物愛護センター及び下関市動物愛護管理センターによる普及啓発の実施
- (2) 地域猫活動の普及啓発
 - ○県民、自治会関係者等を対象とした地域猫に関するお届け講座を実施
- (3) 無責任な餌やりを行う者に対する、関係機関が連携した指導・啓発
 - ○条例によるむやみな餌やりの禁止(岩国市、周南市)
- (4) 犬猫の引取り依頼者への終生飼養の指導強化等による殺処分数削減に向けた取組
 - ①引取り拒否による終生飼養の徹底

飼主からの犬猫の引取りに際し、動物愛護管理法の引取り拒否要件を厳格に運用

②県動物愛護センターホームページにより、飼犬・飼猫の里親探しを支援

<県ホームページの利用状況>

区分	H27		H28		H29		Н30		R1	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
情報掲載動物数	11	56	5	52	7	70	4	98	2	65
仲介希望件数	28	53	6	35	5	38	12	71	1	35

- ③健康福祉センター収容犬猫の動物愛護団体等への譲渡の促進(H28.1~)
 - ・健康福祉センターで引取り等を行った犬猫の収容期間を延長(原則1週間)し、県動物愛護センターホームページで収容動物情報を公開することにより、愛護団体や個人への譲渡を促進
 - ・県動物愛護センターにおける譲渡会の実施

<譲渡数の推移>

			犬			猫					
年度	動愛	保健所		下関	計	動愛	保健所		下関	計	
		団体	個人	市	ПП	到及	団体	個人	市	ΠI	
H27	65	104	120	50	339	30	11	44	41	126	
H28	40	572	553	46	1, 211	56	478	537	36	1, 107	
H29	30	774	532	38	1, 374	44	788	657	43	1, 532	
H30	42	672	580	48	1, 342	39	844	523	49	1, 455	
R1	30	860	518	61	1, 469	39	847	404	71	1, 361	

[※]表のタイトルに県・市の明記がない場合は、県・市の合計を表示(以降の表で同じ)

【数値目標の達成状況】

指標	基準値	目標値			実 績			達成
1日 保	(H24)	(R5)	H27	H28	H29	Н30	R1	状況
犬の引取り数	375	200 以下	164	99	85	52	53	0
(頭)	319	(50%削減)	(56.3%減)	(73.6%減)	(77.3%減)	(86.1%減)	(85.9%減)	
猫の引取り数	4 114	1,200以下	3, 129	2, 780	2, 840	2, 596	2, 386	^
(匹)	4, 114	(70%削減)	(23.9%減)	(32.4%減)	(31%減)	(36.9%減)	(42%減)	
犬の殺処分数	1 055	700 以下	1,013	219	222	173	78	
(頭)	1, 355	(50%削減)	(25.2%減)	(83.8%減)	(83.6%減)	(87.2%減)	(94.2%減)	0
猫の殺処分数	4 000	1,200以下	2, 997	1, 649	1, 295	1, 125	1,024	
(匹)	4, 030	(70%削減)	(25.6%減)	(59.1%減)	(67.9%減)	(72.1%減)	(74.6%減)	0

※◎:目標を達成 ○:目標を概ね達成 △:更なる取組が必要 (以降の表で同じ)

【課題】

- ○終生飼養や繁殖制限措置の重要性等に関する普及啓発の一層の推進が必要
- ○所有者不明猫の引取り数削減に向けた更なる取組の強化が必要

【取組状況】

- (1) しつけ方教室等を通じた飼主等への適正飼養の周知徹底
 - ○犬猫の飼い方についての相談対応やしつけ方教室、譲渡前講習会の開催を 通じ、飼主への適正飼養に関する周知徹底

<飼い方相談>

※県動物愛護センターの実績

	H27	H28	H29	Н30	R1
受付件数	514	1, 209	1, 429	1,826	1, 954

<しつけ方教室>

	H27	H28	H29	Н30	R1
開催回数	34	30	29	29	25
参加人数	646	523	324	324	215

<譲渡前講習会>

	H27	H28	H29	H30	R1
開催回数	90	105	104	147	125
参加人数	746	789	640	658	504

- (2) 「動物の飼い方マナーアップ強化期間」事業での啓発行事の重点的実施
 - ○県及び市町等の連携による動物の適正飼養等に関する啓発事業を実施 (動物のふれあい会、飼い方教室、動物愛護フェスタ、ホームページによる 周知等)

<R1 年度実績>

啓発力	方法	県計	市町計	総計
新聞掲載(回)		1	1	2
テレビ放送(回	1)	1	3	4
ラジオ放送(回	1)	1	7	8
広報誌掲載(回	1)	3	18	21
チラシ配布(回	1)	24	3	27
枚数(柞	女)	1, 438	258, 026	259, 464
行東 関爆	回数	5	5	10
行事開催	参加人数	324	123	447

- (3) 各種広報媒体を活用した積極的な情報発信
 - ○ホームページによる適正飼養や啓発行事等に関する情報の発信
 - ○ポスター掲示やチラシ配布などによる啓発

- (4) 動物愛護推進員と協働した取組
 - ○動物愛護週間行事での迷子札づくり等、動物愛護推進員と協働して行う適 正飼養の普及啓発
- (5) 多頭飼育や周辺の生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する県と 市町等との連携した指導の強化
 - ○多頭飼育等の対応において、市町と連携した飼主への適正飼養の指導(狂犬 病予防法に基づく登録・予防接種の指導を含む)

+12 +1番	基準値	目標値			実 績			達成
指標	(H24)	(R5)	H27	H28	H29	Н30	R1	状況
動物飼育により迷 惑を感じている人 の割合*(%)	60.7	50以下				55. 7		0

※県民意識調査結果

【課題】

○飼主等に対する適正飼養の周知徹底を図るための普及啓発や指導等の一層の推進が必要

所有者明示措置の推進

【取組状況】

- (1) 獣医師会等と連携した所有者明示措置の指導強化
 - ○健康福祉センターと県動物愛護センターで譲渡する犬猫へのマイクロチップ装着により、率先してマイクロチップの普及を促進

<実 績>

区分	Н30	R1
犬	240	202
猫	47	90
合計	287	292

○動物愛護団体と連携したイベントにおいて、マイクロチップの普及啓発を 実施

- (2) 狂犬病予防法に基づく犬の登録鑑札等の装着の徹底
 - ○関係団体と連携して、ポスターやチラシの配布により、犬の登録と狂犬病予 防注射の実施について周知徹底

+12 +1番	基準値	目標値			達成			
指標	(H24)	(R5)	H27	H28	H29	Н30	R1	状況
犬猫の所有者明示 の実施率*(%)	35. 6	50 以上	_	_	_	21. 7	_	\triangle

※県民意識調査結果

【課題】

○所有者明示の必要性等に関する普及啓発の一層の推進が必要

2 県民と動物の安全確保

動物による危害の防止

【取組状況】

- (1) 飼犬の係留の徹底等、市町等と連携した危害の未然防止
 - ○適正飼養の推進
 - ・野犬等に関する苦情や相談等に適切に対応
 - ・野犬の増加防止のため、県動物愛護センター、健康福祉センター、市町が 連携して適正飼養に関する啓発・指導を実施

<苦情件数(犬に関するもの)>

	H27	H28	H29	Н30	R1
件数	1, 289	1,024	1, 281	1, 380	1, 258

[苦情内容]①野犬に関すること、②放し飼い、③鳴き声

○捕獲の実施

・各健康福祉センター及び下関市動物愛護管理センターにおいて、捕獲檻や 網を用いて野犬の捕獲を実施

<野犬の捕獲等頭数>

	Н27	H28	H29	H30	R1
捕獲頭数	1, 354	1, 466	1,680	1, 577	1, 609
返還頭数	153	120	155	128	130

○市町での取組

- ・野犬化防止に向け、飼犬の不妊去勢費用を助成(周南市、防府市、美祢市、 下関市)
- ・譲渡会の実施及び条例によるむやみな餌やりの禁止(岩国市、周南市)の 取組を実施
- ○周南地区(苦情多発地域)における対策強化
 - ・野犬の苦情が多い周南地区において、これまでの対策に加え、関係機関と の連携を図り、捕獲対策を強化
- (2) 咬傷事故を起こした犬の飼主に対する適正飼養等の指導徹底
 - ○咬傷事故を起こした犬の飼主への聞き取り調査や飼犬の係留に係る指導を 実施

<犬による咬傷事故への対応件数(飼主に対する指導等)>

			H27	H28	H29	Н30	R1
呼	咬傷事故件数		56	69	65	63	64
	里	野犬によるもの	1	7	3	5	9
	食	司犬によるもの	55	62	62	58	55
		未係留中の事故	7	22	19	15	10

- (3) 特定動物の飼養施設への立入検査を通じた法令遵守の徹底
 - ○特定動物の飼養者に対し、定期的な監視を実施し、適正な飼養管理及び災害 時等における逸走防止対策の徹底等を指導

<特定動物の飼養施設への立入調査・指導件数>

	H27	H28	H29	Н30	R1
立入調査・指導件数	434	138	179	138	152

指標	基準値	目標値 (R5)	実 績					
1日 徐	(H24)		H27	H28	H29	Н30	R1	状況
犬による咬傷事 故件数(件)	44	減らす	56	69	65	63	64	\triangleright
特定動物飼養施 設に対する立入 検査実施率(年 間、%)	85. 1	100	818. 9	270.6	365. 3	276	310. 2	0

【課題】

- ○飼犬の係留の徹底等、飼主に対する適正飼養に関する指導の実施や動物に よる危害の防止に向けた普及啓発の一層の推進が必要
- ○犬による咬傷事故の削減に向けた飼主への啓発等取組の強化が必要

動物由来感染症対策の推進

【取組状況】

- (1) 動物由来感染症の予防対策の啓発とペットの保有状況等の情報提供
 - ○動物ふれあい会や研修会等において、予防対策を啓発
 - <動物ふれあい会の開催状況>

※県動物愛護センターで開催

対象	Н27		H28		H29		Н30		R1	
刈	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
幼稚園・保育園	3	101	2	96	2	72	2	70	3	195
小学校	3	38	4	124	0	0	3	136	1	38
その他	14	368	27	643	20	483	7	302	6	126
合計	20	507	33	863	22	555	12	508	10	359

<いのちの教室の開催状況> ※下関市動物愛護管理センターで開催

対象	H27		H2	H28		H29		30	R1	
対象	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
小学校	9	1, 241	7	1, 596	8	2, 120	5	919	5	1, 091
中学校・高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学・専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合支援学校	0	0	0	0	0	0	1	84	0	0
幼稚園	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0
その他	1	14	0	0	1	16	1	40	0	0
合計	10	1, 255	8	1,611	9	2, 136	7	1, 043	5	1, 091

- ○県内のペットショップ等における病原体保有実態調査の実施
 - ・鳥類、犬、猫について、オウム病等の病原体保有状況を調査
 - ・調査結果を取りまとめた小冊子を医療機関、教育機関等に配布
- (2) 動物取扱責任者研修等において、動物由来感染症の予防対策を徹底
 - ○動物取扱責任者研修会において、外部講師を招き、動物由来感染症に係る講習を実施
- (3) 畜産部局と関係団体等が連携し、農家における家畜衛生対策を徹底
 - ○家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ等)について、関係団体と連携し、農家等に対して注意喚起を行うとともに飼養衛生基準の遵守徹底を指導
 - ○高病原性鳥インフルエンザについて、関係機関、農家等を参集して防疫演習 を開催し、最新の知見を周知するとともに、初動体制を確認
- (4) 狂犬病発生時の危機管理体制の整備
 - ○狂犬病発生時の庁内関係課、県獣医師会等関係機関との連携体制等を整備 し、県「狂犬病(疑い)対応マニュアル」を策定
 - ○山口大学及び県獣医師会との共催により、狂犬病診断研修を開催

【課題】

○動物の飼養者、動物取扱業者等への動物由来感染症に関する情報の伝達を 継続して行うことが必要

災害時における対策

【取組状況】

- (1) 被災動物の救護体制等の整備
 - ○救護体制整備に向け関係機関と調整中
- (2) 災害時の動物救護等の広域的な連携
 - ○災害時に被災動物の適切な救護を行うため、広域的な連携を実施
- (3) 災害時における同行避難の準備等の啓発
 - ○梅雨や台風シーズン等の災害が頻発する時期の前に、災害の発生に備えた 避難所の十分な事前準備(注意喚起)と家庭動物のための避難スペースの確 保等の避難所運営に係る対応依頼を県内市町に発出

- (4) 災害時の特定動物の逸走防止対策の徹底
 - ○特定動物の飼養者に対し、定期的な監視を実施し、適正な飼養管理及び災害 時等における逸走防止対策の徹底等を指導
 - <特定動物の飼養施設への立入調査・指導件数>

	H27	H28	H29	Н30	R1
立入調査・指導件数	434	138	179	138	152

【課題】

- ○災害時における被災動物の救護等に関する具体的な取組内容の検討及び 体制の整備が必要
- 3 動物の適正な取扱い
 - 動物取扱業の適正化

【取組状況】

- (1) 動物取扱業者に対する立入検査を通じた法令遵守の徹底
 - ○動物取扱業登録施設への立入調査及び適正飼養指導を実施
 - <第一種動物取扱業登録施設の監視指導状況>

	区分		登録	件数		立入調査件数					
	凸 分	H28	H29	Н30	R1	H28	H29	Н30	R1		
	販売	194	194	201	209	165	163	141	133		
登	保管	246	261	271	282	160	173	118	125		
録種	貸出	2	3	3	5	6	7	2	6		
別	訓練	25	24	24	25	9	15	5	7		
	展示	36	41	41	38	39	45	36	30		
	計	503	523	540	559	379	403	302	301		
	7	立入調查第	実施率(75. 3	77. 1	55. 9	53.8			

- (2) 責任者研修の開催等による動物取扱業者の資質の向上
 - ○動物取扱責任者研修会を開催し、法令遵守の徹底や資質向上を図る

七 抽	基準値	目標値	実 績					
指標	(H24)	(R5)	H27	H28	H29	Н30	R1	状況
第一種動物取扱業 者に対する立入検 査実施率(年間、%)	53. 6	100	74. 6	75. 3	77. 1	55. 9	53.8	

【課題】

○第一種動物取扱業者への立入検査や研修会の開催等による法令遵守の徹 底が必要

産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導

【取組状況】

- □関係団体等と連携した産業動物・実験動物に係る基準の周知徹底
 - ○産業動物に係る基準の周知徹底
 - ・「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方」に ついて関係機関に通知
 - ⇒ 家畜保健衛生所が畜産農家を指導
 - ○実験動物に係る基準の周知徹底
 - ・環境保健センターでは、「動物実験取扱規程」を作成(H28.10.5)し、実 験動物の取扱いを実施

【課題】

○引き続き、産業動物及び実験動物に係る基準の周知徹底が必要

動物愛護管理の普及啓発

学校や福祉施設等と連携した取組の推進

【取組状況】

- □学校や福祉施設等と連携した動物愛護・適正飼養の普及啓発
 - ○県動物愛護センターや下関市動物愛護管理センターにおいて、動物ふれあ い会や研修会等を開催

<動物ふれあい会の開催状況>

※県動物愛護センターで開催

対象	H27		H28		H29		Н30		R1	
対象	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
幼稚園・保育園	3	101	2	96	2	72	2	70	3	195
小学校	3	38	4	124	0	0	3	136	1	38
その他	14	368	27	643	20	483	7	302	6	126
合計	20	507	33	863	22	555	12	508	10	359

<いのちの教室の開催状況> ※下関市動物愛護管理センターで開催

対象	H27		H28		H29		Н30		R1	
X) X	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
小学校	9	1, 241	7	1, 596	8	2, 120	5	919	5	1,091
中学校・高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学・専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合支援学校	0	0	0	0	0	0	1	84	0	0
幼稚園	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0
その他	1	14	0	0	1	16	1	40	0	0
合計	10	1, 255	8	1,611	9	2, 136	7	1,043	5	1,091

<お仕事体験等の開催状況>

※県動物愛護センターで開催

対象	H27		H28		H29		Н30		R1	
刈	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
小学生	7	9	13	19	10	28	10	28	6	24
中学生	3	111	6	49	10	23	6	15	6	10
高校生	5	37	4	7	6	15	6	8	4	11
大学生	3	9	5	41	5	85	13	77	12	81
その他	2	46	2	27	0	0	1	1	0	0
合 計	20	212	30	143	31	151	36	129	28	126

<インターンシップ>

対象	Н27		H28		H29		H30		R1	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
小学生	0	0	0	0	1	7	1	1	0	0
中学生	1	6	1	2	2	9	5	22	5	16
高校生	2	6	0	0	1	4	1	4	0	0
大学生	0	0	1	2	0	0	2	3	1	1
合 計	3	12	2	4	4	20	9	30	6	17

【課題】

○動物愛護センターと教育関係機関や福祉施設等との連携による「動物ふれ あい会」や研修会の開催を通じた動物愛護教育の推進が必要

地域における活動の推進

【取組状況】

- (1) 動物愛護推進員の養成と資質向上や活動の充実
 - ○動物愛護推進員の委嘱
 - <動物愛護推進員の活動状況>

主な活動内容	活動実績(件数)						
土な伯勢円谷	H27	H28	H29	Н30	R1		
動物愛護と適正飼養の啓発	173	211	230	256	180		
繁殖制限措置に関する助言	270	332	389	383	294		
譲渡のあっせん及び支援	25	64	62	71	42		
行政が行う啓発事業等への協力	127	181	202	232	135		

- ○動物愛護推進員の資質向上に向けた研修会を開催
- (2) 関係機関や関係団体等と連携した動物愛護・適正飼養の普及啓発
 - ○動物愛護団体と連携したイベントにおいて、マイクロチップの普及、遺棄防 止、適正飼養等を啓発

指標	基準値	目標値 (R5)	実 績					
指標	(H24)		H27	H28	H29	Н30	R1	状況
動物愛護推進員委嘱数(累計、人)	78	130 以上	121	126	133	140	140	©

【課題】

- ○動物愛護関係団体等と連携した取組の一層の推進が必要
- ○動物愛護推進員の養成及び活動の促進に向けた取組を継続することが必要

4 県民が行政に望む取組(平成30年度県民意識調査結果)

②動物愛護管理の重要性の広報	32.	8 %
③動物取扱業者に対する規制・指導の強化	32.	6 %
④動物愛護管理に関する相談対応窓口の充実	17.	0 %
⑤動物愛護管理について教育の場で取り上げる	16.	3 %
⑥動物との触れ合い施設を増加	12.	6 %
⑦動物愛護管理の普及を進める団体等の活動支援	9.	6 %
⑧動物愛護管理に関する民間専門家の養成	8.	1 %
⑨動物愛護管理に関する行事の開催	6.	8 %

①飼主の迷惑行為に対する規制・指導の強化 61.3%

Ⅲ 改定の視点

1 取組項目の整理

現行計画における4つの取組事項を5つに見直します。

現行計画 改定計画 1 動物の適正飼養 動物の適正飼養 1 新 周辺生活環境の保全 2 県民と動物の安全確保 2 県民と動物の安全確保 3 3 動物の適正な取扱い 動物の適正な取扱い 4 拡 4 動物愛護管理の普及啓発 動物愛護管理の普及啓発と 5 多様な主体との相互理解の醸成

2 施策の展開

動物愛護管理法及び基本指針の改正や本県の現状を踏まえ、新たな施策の実施やこれまでの施策を拡充・強化します。

1 動物の適正飼養

- (1) 犬猫の引取り数及び殺処分数の削減
- (2) 適正飼養についての周知徹底
- (3) 所有者明示措置の推進

2 周辺生活環境の保全

- (1) 周辺生活環境の保全の推進
- (2) 地域猫活動の推進等
- (3) 多頭飼育問題等への解決に向けた福祉部局等との連携

3 県民と動物の安全確保

- (1) 動物による危害の防止
- (2) 動物由来感染症対策の推進
- (3) 災害時における対策

4 動物の適正な取扱い

- (1) 動物取扱業の適正化
- (2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導

5 動物愛護管理の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成

- (1) 学校や福祉施設等と連携した取組の推進
- (2) 地域における活動の推進
- (3) 幅広い関係主体の参画を通じた相互理解の醸成

Ⅳ 具体的施策の展開

1 動物の適正飼養

(1) 犬猫の引取り数及び殺処分数の削減

- ○終生飼養の責務や適切な繁殖制限措置の普及啓発の推進
- ○新たな飼主探し支援や団体譲渡の推進

(2) 適正飼養についての周知徹底

- ○しつけ方教室等の開催
- ○適正飼養に関する啓発行事の重点的実施
- ○各種広報媒体を活用した積極的な情報発信

(3) 所有者明示措置の推進

- ○マイクロチップ等による所有者明示措置の普及啓発
- ○狂犬病予防法に基づく犬の登録鑑札等の装着の徹底

2 周辺生活環境の保全

(1) 周辺生活環境の保全の推進

- ○飼主のいない犬や猫への無責任な餌やりに対する指導
- ○所有者不明猫による周辺生活環境の保全対策の推進

(2) 地域猫活動の推進等

- ○地域猫活動に関するお届け講座等の実施
- ○市町と連携した飼主のいない猫への不妊去勢の推進

(3) 多頭飼育問題等への解決に向けた福祉部局等との連携

- ○福祉部局等と連携した多頭飼育者等に対する指導・助言
- ○獣医師や警察と連携した遺棄・虐待への対応の推進

3 県民と動物の安全確保

(1)動物による危害の防止

- ○飼犬の係留の徹底による咬傷事故等危害の未然防止
- ○野犬の多い地域での捕獲の強化
- ○特定動物の飼養者に対する法令遵守の徹底

(2)動物由来感染症対策の推進

- ○動物の病原体保有状況等に関する調査と情報の積極的な提供
- ○畜産部局と関係団体等が連携した家畜衛生対策の徹底

(3)災害時における対策

- ○市町や獣医師会等と連携した被災動物の救護等に係る体制整備
- ○特定動物の飼養者等に対する逸走防止対策の徹底
- ○災害時の動物救護等の広域連携

4 動物の適正な取扱い

(1)動物取扱業の適正化

- ○動物取扱業者に対する適正飼養に係る指導
- ○新たな規制を含めた法令遵守を徹底
- ○動物取扱責任者の資質向上

(2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導

- ○飼養者等に対する関係基準の周知徹底
- ○動物福祉に配慮した動物の取扱いに係る周知

5 動物愛護管理の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成

(1) 学校や福祉施設等と連携した取組の推進

○「動物ふれあい会」等の開催による動物愛護教育の推進

(2)地域における活動の推進

- ○動物愛護推進員の養成及び活動の充実
- ○動物愛護団体等との連携による適正飼養の普及啓発の推進

(3) 幅広い関係主体の参画を通じた相互理解の醸成

- ○関係主体が参画する協議会の設置
- ○協議会による行為規範等の検討

計画に基づく施策の進行状況を、県民に分かりやすく示すとともに、計画を 着実に推進するため、課題に対応した適切な目標を設定

V 計画の進行管理・見直し

1 計画の進行管理

- ○本計画に基づく施策の進捗状況を定期的に評価するとともに、課題の整理を行い、計画的に施策を推進
- ○計画の実効性を確保するため、県民の意識や実態を的確に把握し、取組内容等の 点検を行った上で、施策を展開

2 計画の見直し

本計画は、社会情勢の変化に適時的確に対応するため、改定後概ね5年目に当たる 令和7年度を目途に見直しを行います。